

## (別紙1)提供先

(別表第二における情報提供の根拠及び番号法第19条第7号 別表第二に定める事務)

提供先並びに別表第二の項番号(第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下、「住民票関係情報」という。))が含まれる項)、情報提供者、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府/総務省令第7号)(以下、「平成26年内閣府/総務省令第7号」という。)の名称及び条項

No	提供先	法令上の根拠 別表第二項番	提供先における用途 (平成26年内閣府/総務省令第7号)	情報提供者	提供する情報(特定個人情報) (平成26年内閣府/総務省令第7号)
1	厚生労働大臣	1	第1条第2号に掲げる事務 (第2条第6号に掲げる事務を除く。)	市町村長	第1条第2号ハに掲げる情報 (健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
2	全国健康保険協会	2	第2条第3号に掲げる事務	市町村長	第2条第3号ロに掲げる情報 (健康保険法第106条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第104条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の申請に係る子又は当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
3			第2条第6号に掲げる事務		第2条第6号ハに掲げる情報 (健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
4			第2条第7号に掲げる事務		第2条第7号ロに掲げる情報 (健康保険法施行規則第50条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に係る被扶養者又は当該者に係る健康保険法施行規則第38条の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
5			第2条第12号に掲げる事務		第2条第12号ハに掲げる情報 (健康保険法施行規則第120条第1項の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
6	健康保険組合	3	第3条第3号に掲げる事務	市町村長	第3条第3号ロに掲げる事務 (健康保険法第106条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る子又は当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
7			第3条第7号に掲げる事務		第3条第7号ハに掲げる事務 (健康保険法施行規則第38条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
8			第3条第8号に掲げる事務		第3条第8号ロに掲げる事務 (健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に係る被扶養者又は当該者に係る健康保険法施行規則第38条の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
9	厚生労働大臣	4	第4条第2号に掲げる事務 (第5条第4号及び第6条第6号に掲げる事務を除く。)	市町村長	第4条第2号ハに掲げる情報 (船員保険法施行規則第26条第1項の被扶養者の届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
10	全国健康保険協会	6	第6条第2号に掲げる事務	市町村長	第6条第2号に掲げる情報 (船員保険法第73条第1項の出産育児一時金又は同法81条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る子又は当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
11			第6条第6号に掲げる事務		第6条第6号ロに掲げる情報 (船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
12			第6条第7号に掲げる事務		第6条第7号に掲げる情報 (船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に係る被扶養者又は当該者に係る船員保険法施行規則第26条第1項の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)

(別紙1)提供先					
13	都道府県知事	8	第7条第1号に掲げる事務	市町村長	第7条第1号口に掲げる情報 (児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項の里親の認定の申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報)
14			第7条第2号に掲げる事務		第7条第2号口に掲げる情報 (児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
15	都道府県知事	9	第8条第1号に掲げる事務	市町村長	第8条第1号ハに掲げる情報 (児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報)
16			第8条第2号に掲げる事務		第8条第2号ハに掲げる情報 (児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報)
17			第8条第3号に掲げる事務		第8条第3号に掲げる情報 (児童福祉法第19条の6第1項の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報)
18			第8条第4号に掲げる事務		第8条第4号に掲げる情報 (児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第7条の9第3項の申請内容の変更の届出を行う医療費支給認定保護者(児童福祉法第19条の3第7項の医療費支給認定保護者をいう。次号において同じ。))又は当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
19			第8条第5号に掲げる事務		第8条第5号に掲げる情報 (児童福祉法施行規則第7条の23第1項の医療費受給者証の再交付の申請を行う医療費支給認定保護者又は当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
20	市町村長	11	第10条第1号に掲げる事務	市町村長	第10条第1号口に掲げる情報 (児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
21			第10条第2号に掲げる事務		第10条第2号に掲げる情報 (児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
22			第10条第3号に掲げる事務		第10条第3号に掲げる情報 (児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
23	都道府県知事 又は市町村長	16	第12条第1号に掲げる事務	市町村長	第12条第1号又に掲げる情報 (措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
24			第12条第2号に掲げる事務 (児童福祉法第50条第5号に係る部分に限る。)		第12条第2号ハに掲げる情報 (児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
25			第12条第3号に掲げる事務 (児童福祉法第50条第6号及び第6号の3に係る部分に限る。)		第12条第3号又に掲げる情報 (助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
26			第12条第4号に掲げる事務 (児童福祉法第50条第7号及び第7号の2に係る部分に限る。)		第12条第1号に掲げる情報 (措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)

(別紙1)提供先					
27	市町村長	18	第13条第1号に掲げる事務	市町村長	第13条第1号口に掲げる情報 (予防接種法(昭和23年法律第68号)第16条第1項第4号又は第2項第4号の給付の支給の請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
28			第13条第2号に掲げる事務		第13条第2号口に掲げる情報 (予防接種法第28条の実費の徴収の決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
29	市町村長	20	第14条第1号に掲げる事務	市町村長	第14条第1号に掲げる情報 (身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスが提供される身体障害者若しくは同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
30			第14条第2号に掲げる事務		第14条第2号に掲げる情報 (身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
31	都道府県知事	23	第16条第1号に掲げる事務	市町村長	第16条第1号に掲げる情報 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請、通報若しくは届出のあった者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
32			第16条第2号に掲げる事務		第16条第2号に掲げる情報 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項若しくは第29条の2第1項の入院措置に係る精神障害者(以下、この条及び次条において「措置入院者」という。)又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
33			第16条第3号に掲げる事務		第16条第3号に掲げる情報 (措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
34	市町村長	27	第20条第8号に掲げる事務	市町村長	第20条第8号口に掲げる情報 (納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
35	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)

(別紙1)提供先					
36	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	第22条第1号に掲げる事務	市町村長	第22条第1号二に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
37			第22条第2号に掲げる事務	市町村長	前号(第22条第1号)に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
38			第22条第3号に掲げる事務	市町村長	前号(第22条第2号)に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
39			第22条第4号に掲げる事務	市町村長	第22条第2号に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
40			第22条第5号に掲げる事務	市町村長	第22条第2号に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
41			第22条第6号に掲げる事務	市町村長	第22条第1号に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
42			第22条第7号に掲げる事務	市町村長	第22条第1号(ハを除く。)に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
43			第22条第8号に掲げる事務	市町村長	第22条第1号に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
44			第22条第9号に掲げる事務	市町村長	第22条第7号に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
45			第22条第10号に掲げる事務	市町村長	第22条第7号に掲げる情報 (公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
46	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
47	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
48	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	第23条に掲げる事務	市町村長	第23条第2号に掲げる情報 (保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
49	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	第24条に掲げる事務	市町村長	第24条に掲げる情報 (学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
50	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
51	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)

(別紙1)提供先				
52	市町村長又は 国民健康保険組合	42	第25条第8号に掲げる事務	第25条第8号口に掲げる情報 (国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項若しくは第3条(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。))の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。))の被保険者の資格喪失の届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
53			第25条第9号に掲げる事務	第25条第9号に掲げる情報 (国民健康保険法施行規則第5条の2の病院等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
54			第25条第10号に掲げる事務	第25条第10号に掲げる情報 (国民健康保険法施行規則第9条(同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。))の被保険者の世帯変更の届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
55			第25条第11号に掲げる事務	第25条第11号に掲げる情報 (国民健康保険法施行規則第10条の2第1項又は第20条の2第1項の世帯主の変更の届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
56	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長  住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
57	市町村長	53	第27条第1号に掲げる事務	第27条第1号に掲げる情報 (知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の障害福祉サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
58			第27条第2号に掲げる事務	第27条第2号に掲げる情報 (知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
59			第27条第3号に掲げる事務	第27条第3号に掲げる情報 (知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報)

(別紙1)提供先				
60	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	第28条第1項に掲げる事務	第28条第1号ホに掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
61			第28条第2項に掲げる事務	前号(第28条第1号)に掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
62			第28条第3項に掲げる事務	第28条第1号に掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
63			第28条第4項に掲げる事務	第28条第1号(二を除く。)に掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
64			第28条第5項に掲げる事務	第28条第1号(二を除く。)に掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
65			第28条第6項に掲げる事務	第28条第1号(ハを除く。)に掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
66			第28条第7項に掲げる事務	第28条第1号に掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
67			第28条第8項に掲げる事務	第28条第1号に掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
68			第28条第9項に掲げる事務	第28条第1号に掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
69			第28条第10項に掲げる事務	第28条第1号(ハを除く。)に掲げる情報 (改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
70	都道府県知事等	57	第31条第1号に掲げる事務	第31条第1号ホに掲げる事務 (児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
71			第31条第2号に掲げる事務	第31条第2号ニに掲げる事務 (手当改訂児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
72			第31条第5号に掲げる事務	第31条第5号ホに掲げる事務 (児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
73	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
74	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)

(別紙1)提供先					
75	市町村長	61	第32条第1号に掲げる事務	市町村長	第32条第1号口に掲げる情報 (第一号被措置者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
76			第32条第2号に掲げる事務		第32条第2号口に掲げる情報 (第二号被措置者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
77	市町村長	62	第33条に掲げる事務	市町村長	第33条第4号に掲げる情報 (被措置者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
78	厚生労働大臣 又は都道府県知事	66	第37条第1号に掲げる事務	市町村長	第37条第1号口に掲げる情報 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の支給資格及びその額の認定の請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
79			第37条第2号に掲げる事務		第37条第2号に掲げる情報 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
80	都道府県知事	67	第38条第1号に掲げる事務	市町村長	第38条第1号口に掲げる情報 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格及びその額の認定の請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
81	市町村長	70	第39条に掲げる事務	市町村長	第39条第3号に掲げる情報 (被措置未熟児又はその扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
82	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	74	第40条に掲げる事務	市町村長	第40条第1号口に掲げる事務 (当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。))又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
83	厚生労働大臣	77	第41条第1号に掲げる事務	市町村長	第41条第1号に掲げる情報 (雇用保険法第10条の3第1項の未支給の失業等給付の支給の請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
84			第41条第2号に掲げる事務		第41条第2号に掲げる情報 (雇用保険法第61条の6第1項の介護休業給付金の支給の申請を行う者又は当該者の対象家族(雇用保険法第61条の6第1項の対象家族をいう。))に係る住民票に記載された住民票関係情報)
85	後期高齢者医療広域連合	80	第43条第1号に掲げる事務	市町村長	第43条第1号口に掲げる情報 (高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金の算定に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
86	厚生労働大臣	84	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
87	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	85の2	第43条の4に掲げる事務	市町村長	第43条の4第1号二に掲げる事務 (住民票に記載された住民票関係情報)
88	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	89	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保険手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
89	厚生労働大臣	91	平成8年法律82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)

(別紙1)提供先					
90	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	92	第45条に掲げる事務	市町村長	第45条に掲げる情報 (厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第32条第2項第1号の年金である長期給付又は同項第3号の年金である給付(これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。))に係る権利の決定の請求を行う者又は死亡した当該請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
91	市町村長	94	第47条第1項第2号に掲げる事務	市町村長	第47条第1項第2号ハに掲げる情報 (介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
92			第47条第1項第3号に掲げる事務		第47条第1項第3号ハに掲げる情報 (介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
93			第47条第1項第4号に掲げる事務		第47条第1項第4号ハに掲げる情報 (介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
94			第47条第1項第5号に掲げる事務		第47条第1項第5号ハに掲げる情報 (介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
95			第47条第1項第6号に掲げる事務		第47条第1項第6号ハに掲げる情報 (賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
96			第47条第1項第7号に掲げる事務		第47条第1項第7号ハに掲げる情報 (介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
97			第47条第1項第10号に掲げる事務		第47条第1項第10号ハに掲げる情報 (介護保険法施行規則第83条の6(同令第97条の4において準用する場合を含む。))の市町村の認定の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
98			第47条第1項第11号に掲げる事務		第47条第1項第11号ハに掲げる情報 (介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
99			第47条第2項に規定する健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務		第47条第2項の規定により準用する同条第1項第2号ハに掲げる情報 (健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
100			第47条第2項に規定する健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務		第47条第2項の規定により準用する同条第1項第3号ハに掲げる情報 (健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
101	第47条第2項に規定する健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務	第47条第2項の規定により準用する同条第1項第10号ハに掲げる情報 (健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第83条の6(同令第97条の4において準用する場合を含む。))の市町村の認定の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)			

(別紙1)提供先					
102	都道府県知事	96	第48条に掲げる事務	市町村長	第48条に掲げる情報 (被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条第1項の被災者生活再建支援金の支給の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
103	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	第49条第1号に掲げる事務	市町村長	第49条第1号口に掲げる情報 (当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
104	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
105	農林漁業団体職員共済組合	102	第50条第1号に掲げる事務	市町村長	第50条第1号に掲げる情報 (平成13年統合法附則第25条第5項において準用する廃止前農林共済法(平成13年統合法附則第2条第1項第1号の廃止前農林共済法をいう。)第28条第1項の規定による支払未済の特例年金給付の支給の請求を行う者又は死亡した当該請求に係る支払未済の特例年金給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
106			第50条第2号に掲げる事務		第50条第2号口に掲げる情報 (平成13年統合法附則第37条第6項において準用する廃止前農林共済法第52条後段の規定による特例遺族共済年金の転給の請求を行う者又は当該請求に係る受給権者であった者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
107			第50条第3号に掲げる事務		第50条第3号口に掲げる情報 (平成13年統合法附則第42条第10項において準用する廃止前旧制度農林共済法(平成13年統合法附則第38条第6項の廃止前旧制度農林共済法をいう。)第48条後段の規定による特例遺族年金の転給の請求を行う者又は当該請求に係る受給権者であった者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
108			第50条第4号に掲げる事務		第50条第4号口に掲げる情報 (平成13年統合法附則第45条第1項の特例障害農林年金の支給の請求を行う者又は当該者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
109			第50条第5号に掲げる事務		第50条第5号口に掲げる情報 (平成13年統合法附則第46条第1項の特例遺族農林年金の支給の請求を行う者又は当該請求に係る旧農林共済組合(平成13年統合法附則第2条第1項第7号の旧農林共済組合をいう。)の組合員であった者に係る住民票に記載された住民票関係情報)

(別紙1)提供先				
110	独立行政法人 農業者年金基金	103	第51条第2号に掲げる事務	第51条第2号に掲げる情報 (独立行政法人農業者年金基金法第22条第1項又は第2項の未支給の年金給付の支給の請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の年金給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
111			第51条第3号に掲げる事務	第51条第3号に掲げる情報 (独立行政法人農業者年金基金法第35条の死亡一時金の支給を受ける権利の裁定の請求を行う者又は死亡した当該請求に係る農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
112			第51条第4号に掲げる事務	第51条第4号に掲げる情報 (独立行政法人農業者年金基金法第45条第1項又は第2項の保険料の額の特例に係る申出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
113			第51条第5号に掲げる事務	第51条第5号に掲げる情報 (独立行政法人農業者年金基金法施行規則(平成15年農林水産省令第95号)第27条第1項の届出を行う者、当該者の配偶者又は当該届出に係る所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定の相手方に係る住民票に記載された住民票関係情報)
114			第51条第6号に掲げる事務	第51条第6号に掲げる情報 (独立行政法人農業者年金基金法施行規則第37条第1項の届出を行う者又は当該届出に係る所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定の相手方に係る住民票に記載された住民票関係情報)
115			第51条第8号に掲げる事務	第51条第8号に掲げる情報 (農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号。第11号において「平成13年法律第39号」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)による改正前の農業者年金基金法(次号及び第10号において「平成13年改正前農業者年金基金法等」という。)第37条第1項又は第2項の未支給の年金給付の支給の請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の年金給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
116			第51条第9号に掲げる事務	第51条第9号に掲げる情報 (平成13年改正前農業者年金基金法等第41条第1項又は第2項の経営移譲年金の支給を受ける権利の裁定の請求を行う者、当該者の配偶者又は当該請求に係る所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定の相手方に係る住民票に記載された住民票関係情報)
117			第51条第10号に掲げる事務	第51条第10号に掲げる情報 (平成13年改正前農業者年金基金法等第54条の死亡一時金の支給を受ける権利の裁定の請求を行う者又は死亡した当該請求に係る農業者年金の被保険者又は被保険者であった者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
118			第51条第11号に掲げる事務	第51条第11号に掲げる情報 (独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成13年法律第39号附則第8条第1項、第2項若しくは第3項又は第11条第1項若しくは第2項の規定によりなおその効力を有するものとされ、及びなお従前の例によることとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令(平成13年厚生労働省・農林水産省令第4号)第1号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則(昭和45年厚生省・農林省令第2号。次号及び第13号において「旧農業者年金基金法施行規則」という。)第35条の33第1項の届出を行う者又は当該届出に係る所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定の相手方に係る住民票に記載された住民票関係情報)
119			第51条第12号に掲げる事務	第51条第12号に掲げる情報 (旧農業者年金基金法施行規則第35条の55第1項又は第35条の57第1項の届出を行う者又は当該届出に係る所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定の相手方に係る住民票に記載された住民票関係情報)

市町村長

(別紙1)提供先					
120	独立行政法人 医薬品医療機器総合 機構	105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 による副作用救済給付又は感染救済給付の 支給に関する事務であって主務省令で定め るもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
121	独立行政法人 日本学生支援機構	106	第53条第2号に掲げる事務	市町村長	第53条第2号二に掲げる情報 (猶予申請者、当該猶予申請者と住居及び生計を共にす る者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る住 民票に記載された住民票関係情報)
122			第53条第3号に掲げる事務		第53条第3号二に掲げる情報 (学資金被貸与者又は当該学資金被貸与者の保証人に 係る住民票に記載された住民票関係情報)
123			第53条第4号に掲げる事務		第53条第4号イに掲げる情報 (独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年 政令第2号)第5条第3項の学資金の返還の期限及び返 還の方法の変更の申請を行う者、当該者と住居及び生 計を共にする者又は当該申請を行う者の二親等以内の 親族に係る住民票に記載された住民票関係情報)
124	厚生労働大臣	107	第54条第2号に掲げる事務	市町村長	第54条第2号イに掲げる情報 (当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支払 の特別障害給付金の支給を受けるべき者に係る住民票 に記載された住民票関係情報)
125	都道府県知事 又は市町村長	108	第55条第1号に掲げる事務	市町村長	第55条第1号二に掲げる情報 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を 除く。)の支給の申請を行う障害者若しくは当該障害者と 同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保 護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る 住民票に記載された住民票関係情報)
126			第55条第2号に掲げる事務		第55条第2号ハに掲げる情報 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第24条第2項の支給決定の変更に係る障害 者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障 害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属す る者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
127			第55条第3号に掲げる事務		第55条第3号二に掲げる情報 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第53条第1項の支給認定の申請を行う障害 者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当 該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同 一の世帯に属する者若しくは当該障害児に係る住民票 に記載された住民票関係情報)
128			第55条第4号に掲げる事務		第55条第4号二に掲げる情報 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第56条第2項の支給認定の変更に係る障害 者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障 害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属す る者に係る住民票に記載された住民票関係情報)

(別紙1)提供先					
129	厚生労働大臣	111	第56条に掲げる事務	市町村長	第56条に掲げる情報 (厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第94号)第1条第1項又は第2項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類を提出する者又は死亡した当該書類の提出に係る施行前裁定特例給付の支給を受けべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
130	厚生労働大臣	112	第57条に掲げる事務	市町村長	第57条に掲げる情報 (厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)附則第2条第1項において読み替えて準用する同法第2条ただし書若しくは第3条ただし書若しくは附則第2条第3項若しくは第3条第1項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求を行う者又は死亡した当該請求に係る保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報)
131	文部科学大臣、 都道府県知事又は 都道府県教育委員会	113	第58条第1号に掲げる事務	市町村長	第58条第1号口に掲げる情報 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の高等学校等就学支援金(同法第3条第1項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
132			第58条第2号に掲げる事務		第58条第2号口に掲げる情報 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条の収入の状況の届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報)
133	厚生労働大臣	114	第59条に掲げる事務	市町村長	第59条第2号に掲げる情報 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給の申請を行う者又は当該者と同居の若しくは生計を一にする別居の配偶者、子及び父母に係る住民票に記載された住民票関係情報)
134	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
135	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)
136	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの (平成26年内閣府/総務省令第7号、未公布)